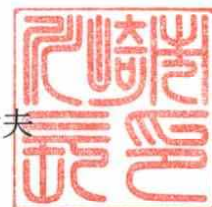


20川環地第275号  
平成20年10月9日

川崎市環境審議会  
会長 進士 五十八 様

川崎市長 阿部孝夫



川崎市における今後の地球温暖化対策のあり方について（諮問）

川崎市環境基本条例（平成3年川崎市条例第28号）第13条第2項第2号の規定に基づき、川崎市における今後の地球温暖化対策のあり方について、貴審議会の御意見を伺います。

（諮問の趣旨）

本市では、2004年に策定した「川崎市地球温暖化対策地域推進計画（以下、「計画」という。）」に基づき地球温暖化対策を実施してまいりました。

計画では、2010年の温室効果ガス排出量について、1990年比で6%削減することを目標として掲げ、施策を実施してきており、ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)、六ふっ化硫黄(SF6)は減少し、温室効果ガスの削減に寄与しておりますが、二酸化炭素は増加しており、結果として2005年の温室効果ガスは4.3%の削減に留まっております。

一方、地球規模で地球温暖化を捉えた場合には、温室効果ガスは、依然として増加傾向にあることから、環境先進都市である本市としても大胆な目標を設け、統合的アプローチに基づく地球温暖化対策を推進していく必要があります。

こうした中で、「川崎市新エネルギービジョン」、「川崎市役所環境管理システム」について、計画と統合するとともに、より実効性あるものとするためのルールとして「(仮称)地球温暖化対策条例（以下、「条例」という。）」を策定することとしております。

このような社会情勢の中で、積極的な対策を早急に推進していくために、条例策定や計画改定を視野に入れた今後の地球温暖化対策のあり方について、貴審議会の専門的かつ幅広い見地から御意見を伺うものです。

（環境局地球環境推進室）

電話 044-200-2405